

議案第五十七号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第十八号とし、同条第十六号中「（印鑑登録証を兼ねるものを含み、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項の規定に基づく住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）で自動交付機カードを兼ねるものを除く。以下同じ。）」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 印鑑登録証の交付

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 印鑑登録証の交付については、一件につき五十円とする。

第三条第二項第二号中「謄抄本等」の下に「、印鑑登録証」を加える。

第六条の三中「第三条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「自動交付機カード」を「印鑑登録証及び自動交付機カード」に改める。

別表九の項中「住民基本台帳法」の下に「（昭和四十二年法律第八十一号）」を加え、同表十の項を次のように改める。

<p>十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。次項において「省令」という。）</p>	<p>通知カードの再交付手数料</p>	<p>一件につき 五百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
--	---------------------	------------------	------------------

別表に次のように加える。

<p>十一 省令第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付（再交付がや</p>	<p>個人番号カードの再交付手数料</p>	<p>一件につき 八百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
--	-----------------------	------------------	------------------

（ ）
むを得ないものとして区規
則で定める場合を除く。）

付 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行等に伴い、通知カード、個人番号カード及び印鑑登録証の再交付手数料を新設するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。